

段差解消

SAPPORO



令和5年度

札幌市民間公共的施設

バリアフリー補助事業



手すり設置



トイレ改修

補助率

3/4

補助上限

150

万円

窓口相談

無料

(事前予約制)

小規模店舗等のバリアフリー改修を応援します

窓口相談：5月15日(月)～8月31日(木)

申請期間：8月1日(火)～9月8日(金)

お問い合わせ

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 (事業計画担当)

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎3階南

TEL：011-211-2936 メールアドレス：sho.fukushi@city.sapporo.jp

ホームページ：https://www.city.sapporo.jp/fukushi/setsubi/hojoindex.html



さっぽろ市
02-F04-23-850
R5-2-630

補助事業の概要

事業の目的

札幌市は、障がいのある方や高齢の方などが円滑に利用できるよう、バリアフリー化を目的とした民間建築物の改修費用の一部を助成します。様々な方がバリアフリーを意識する契機とすることで、福祉のまちづくりを目指します。

補助対象建築物

以下①～③の要件をすべて満たすものであること

- ① 不特定かつ多数の者が利用する施設
- ② 床面積が2,000㎡未満で、かつ改修が必要な施設
- ③ 福祉のまちづくり条例施行規則別表1の1(建築物)のうち、下記のいずれかに該当する施設
 - 病院又は診療所
 - 物品販売業を営む店舗(コンビニ、調剤薬局等)
 - 飲食店(レストラン、喫茶店、居酒屋等)
 - サービス業を営む店舗(美容室、クリーニング店等)

注意! 一般客の来店(滞在)を伴わない業態は対象外

【注意】

床面積とは、補助対象施設のみ¹の床面積のことです。

建物全体の面積ではありません。

右図で複数の施設がある場合、改修が必要な

「1階店舗(ピンク色)」部分のみが床面積です。

この床面積が2,000㎡未満であることが要件です。



(抜粋)
高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)

補助対象整備

店内・敷地内の段差解消、出入口や通路幅の拡幅、車いす使用者用トイレの設置など、補助金交付要綱(別表2)の整備項目の改修工事が対象になります。

補助交付対象者

補助交付対象者は、以下すべてを満たすもののうち、選考会で決定します。

- ① 補助金交付要綱(別表2)で定める基準を基本とし、遵守義務項目の整備基準をすべて満たすこと等
- ② 本市が指定するバリアフリーに精通した専門家による助言等を受けること
- ③ 補助金交付決定後に工事着手し、申請年度の2月末日までに完了報告書の提出が可能であること

※ 以下の場合には補助対象になりません。

- ・ 交付申請時点において納期の到来した市税の未納がある
- ・ 同一施設につき、当該補助金の申請が2回目以上の場合
- ・ 交付申請時点で、対象施設において同一の事業を1年以上継続して行っていないこと
- ・ 建築基準法に適合しない建築物

過年度交付施設一覧

市内でバリアフリー改修工事の補助制度を活用して、実際に行われた改修事例を札幌市公式ホームページに掲載しております。

バリアフリー改修をご検討される際には、参考としてお役立てください。

ホームページ: <https://www.city.sapporo.jp/fukushi/setsubi/hojoindex/kouhushisetsuichiran.html>



補助金支給までの流れ

事業内容 確認

○電話をする前に事業内容を御確認ください。

1.電話予約

○申請には「建築士による窓口相談」の利用（要予約）が必須です。

※5月8日（月）から受付開始（詳細はP4「建築士による窓口相談」を参照）

○窓口相談の日時（平日）を予約してください。

2.窓口相談 (~8/31) ・現地確認

○窓口相談の利用を御希望の場合は、**都度の事前予約が必要**です。

○窓口（札幌市役所本庁舎3階南 障がい福祉課）までお越しください。

○依頼予定の施工業者が決まっている場合は、同席願います。

※**窓口相談を1回以上利用することが申請の条件です**。利用回数に制限はありません。

《現地確認（必須）》

○申請を御検討されている方には、相談員（一級建築士）が訪問し、整備箇所の状況を確認し、改修内容を助言します。

※依頼予定の施工業者が決まっている場合は、同席してください。

《施工業者向けのバリアフリー研修》

○下記の市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/fukushi/setsubi/hojoindex.html>

3.申請

○申請書類を揃え、窓口（札幌市役所本庁舎3階南）に御持参ください。

※申請受付期間：令和5年8月1日（火）から9月8日（金） ※事前予約不要

4.書類審査

○申請書類を受付後、改修内容の確認を行います。

※提出いただいた書類で確認ができない場合、追加で資料の提出を求める場合があります。

5.選考

○外部委員を含む選考委員会で、補助対象候補者の選考を行います。

○選考会の日程（予定）：令和5年10月上旬頃

6.交付決定

○交付決定・不交付決定通知のいずれかを送付します（令和5年10月中旬頃予定）。

○交付決定通知を受け取られた方は、交付決定通知日以降に工事着手してください。

※工事の変更 ・廃止の場合

○申請内容を変更し、又は廃止しようとする際は、**予め札幌市と協議の上**、補助金交付申請内容（変更・廃止）承認申請書の提出が必要です。

※申請未届で工事を完了した場合は完了検査を受けられませんので御注意ください。

7.工事完了

○補助金工事等完了報告書を札幌市へ提出してください。（郵送可）

※完了報告の締切期日：令和6年2月29日（木）まで。

8.完了検査

○改修内容を報告書等により審査し、必要があれば現地確認を行います。

※交付決定内容に反する場合等があれば、決定を取り消すことがあります。

9.補助金額 確定・支給

○報告内容を審査の上、適合と認めたときは、補助金額確定通知書を申請者へ送付します。

○補助金の確定通知後、御指定の口座へ振り込みます。

提出書類

【申請時に必要な書類】

申請時の提出書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金交付申請書（様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページからダウンロードすることもできます。 ・ P7～8に申請書の記入例があります。
<input type="checkbox"/> 関係図書 （施工前、施工後の工事内容が確認できる図面）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各図書には、必要事項、寸法等が記載されていること 1 案内図 2 補助対象整備に係る部分の図面等 3 配置図、平面図、立面図及び断面図 4 工程表
<input type="checkbox"/> 補助対象整備に係るすべての施工前の現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修箇所ごとそれぞれの写真とし、撮影日がわかるもの ※改修箇所の寸法について読み取れるよう、「メジャー」や「かね尺」をあてて撮影してください。 ※手すりの設置の場合、施工前の手すりがない写真が必要です。
<input type="checkbox"/> 整備箇所以外に右記3つの項目の内容が確認できる現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 1 敷地内から建築物までの経路 ※車いす使用者用駐車場がある場合は、車いす使用者用駐車場から建築物までの経路も含む 2 建築物内部への出入口 3 建築物内の経路及び設備（トイレ・階段・エレベーター）
<input type="checkbox"/> 補助対象整備に係る見積書等の写し （内訳書を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書は工事箇所、内容、面積等の規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの ※可能な限り、資材のカタログも添付してください。
<input type="checkbox"/> 建築確認済証（写）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認・検査済であることを証明するもの
<input type="checkbox"/> 法人：法人登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 個人事業主：住民票抄本又は外国人登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月以内に発行されたもの（住民票はマイナンバーを記載していないもの）
<input type="checkbox"/> 直近の市税の納税証明書（指名願）	
<input type="checkbox"/> 許認可等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可等が必要な事業の場合
<input type="checkbox"/> 土地、建物の所有者の補助金に係る工事承諾書（様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が所有者ではない場合 ・ ホームページからダウンロードすることもできます。

【完了時に必要な書類】

完了時の提出書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金工事等完了報告書（様式9）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式は交付決定通知に同封します。 ・ ホームページからダウンロードすることもできます。
<input type="checkbox"/> 領収書（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書は申請者本人あてで施工業者が発行したもの
<input type="checkbox"/> 工事費内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費内訳書は、工事箇所、内容、面積等の規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの
<input type="checkbox"/> 補助対象整備箇所に係るすべての施工後の完了写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修箇所ごとそれぞれの写真とし、撮影日がわかるもの ※必要な寸法を満たしているか読み取れるよう、「メジャー」や「かね尺」をあてて撮影してください。

建築士による窓口相談（札幌市委託事業）

一般社団法人北海道建築士会札幌支部会員（一級建築士）が、改修内容や整備基準等について御相談に応じます。

【事前予約受付】令和5年5月8日（月曜日）から開始

【事前予約申込先】一般社団法人北海道建築士会札幌支部

【受付時間電話】 011-232-1843 平日9時～12時・13時～16時

【相談期間】令和5年5月15日（月曜日）～令和5年8月31日（木曜日）

【相談場所】札幌市役所本庁舎3階南 障がい福祉課（中央区北1条西2丁目）

【相談時間】1回あたり30分程度 ※平日9時～16時において、事前予約時にお伝えします。

■窓口相談で、効果的な相談を進めるためには

下記書類を持参していただくとスムーズに相談を行うことができますので、可能な限り書類の持参をお願いいたします。依頼予定の施工業者が決まっている場合は、同席願います。

○必要書類

現状の図面または書類

※申請建物の対象となるフロア全体の平面図の他に、床面積が2,000㎡未満を確認できるもの

○現状写真


※改修を計画している箇所その他、申請建物全体の様子が確認できる写真

○改修計画図・資材（便器・手すり等）のカタログ・見積書など

■現地確認（相談員が訪問いたします）

相談員（一級建築士）が訪問し、整備箇所の状況を確認し、改修内容を助言します。依頼予定の施工業者が決まっている場合は、同席願います。

相談員のプロフィール

 東 道尾 一級建築士 統括設計専攻建築士 札幌市福祉のまちづくり推進会議委員、 介護福祉士、介護支援専 門員、福祉用具プランナー 個人で設計事務所を主宰 しています。	清水 秀人 一級建築士 福祉住環境コーディネーター1級 福祉用具プランナー 道内の官民複合施設、 文化施設等の定期点検 に携わってきました。	松本 純 一級建築士 日本建築士会連合会福祉 のまちづくり部会員 建築設計事務所、福祉 施設、ホテル、共同住宅 等の設計業務を行って います。	川原 昌彦 一級建築士 統括設計専攻建築士 元札幌市福祉のまちづくり推進会議委員 建設会社設計部門で、福 祉施設や店舗など様々な 用途の建物の設計に携わ っています。	針ヶ谷 拓己 一級建築士 統括設計専攻建築士 元北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会員 建設会社設計部門で、商 業施設や福祉施設、工場 などの設計業務を行って います。
--	--	--	--	---

心のバリアフリー研修（秋頃開催予定）

札幌市は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指しています。

「共生社会」の実現のためには、障がいのある方や高齢の方にとってどんなことがバリア（障壁）になっているかをよく理解したうえで、どのような配慮が必要なのかをみんなで一緒に考え、バリアを取り除いていくことが必要です。

この研修は、障がいのある方等に対する差別や偏見といった「心のバリア（障壁）」を解消する「心のバリアフリー」について学び、実践に繋げるための研修です。

ぜひ御受講ください。詳しくは障がい福祉課まで。

ホームページ：https://www.city.sapporo.jp/fukushi/machizukuri/kokorobf_suishin.html



Q&A

■対象建築物に関すること

Q 補助対象の施設かどうかは、どのように調べればよいですか。

A ホームページに掲載する「補助対象建築物一覧表」で御確認ください。なお、業種は日本標準産業分類に基づく種類で判断します。政府統計の総合窓口「e-Stat」でも業種の検索ができます。

Q 居酒屋からそば店に業態を変更したいと考えています。その際の改修は、補助対象となりますか。

A 業態変更を行う場合でも同一の事業と見なし補助対象となる場合があります。

Q カフェ兼ゲームセンターを運営しています。トイレを改修したいのですが対象となりますか。

A 複数の業種にまたがる場合、原則、複数の業種のすべてが対象業種である必要があります。カフェ（喫茶店）は該当業種ですが、ゲームセンターは該当になりませんので申請はできません。

■申請要件・補助対象整備に関すること

Q 申請条件を満たすだけでは対象となりませんか。

A 外部委員を含む選考会において選考するため、対象とならない場合があります。

Q 和式から洋式にトイレを改修したいのですが、対象となりますか。

A 車いすの方が利用できるよう、次の遵守義務項目を満たす必要があります。

①トイレの出入口や個室に段差がない ②出入口の内幅は80 cm以上 ③腰掛便座の両側に手すりをつける ④車いす使用者の利用に十分な空間の確保（※補助対象とする整備基準による）

Q 出入口の段差を解消したいのですが、歩道に面しているのでスロープをつけるスペースがありません。

A 基準のこう配を満たす敷地面積がないと判断される場合、可搬型スロープの設置は補助対象となる場合があります。補助対象となるかどうかの判断は、窓口相談で相談員（一級建築士）に御相談ください。

Q 建物の共用部のトイレを改修したいのですが、対象となりますか。

A 共用部のトイレは対象となりません。

Q 店舗併用住宅で共用しているトイレの改修は対象となりますか。

A 店舗を利用している方専用のトイレの場合は対象となります。

Q デリバリー料理の専門店ですが、対象となりますか。

A 一般客の来店（滞在）を伴わない業態は対象外です。

Q 補助金の対象となる経費はどのようなものですか。

A 補助対象整備に要する費用（改修工事費や設計・工事管理委託経費等）のうち、市長が必要かつ適当と認めるものです。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除きます。

Q 現状においても整備基準を満たしていますが、古くなったので改修したいです。補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。改修により整備基準を満たす場合を対象としています。

■申請時の提出書類に関すること

- Q 申請時の書類の提出は、メールや郵送で可能ですか。
A 申請時の書類の提出は、持参による提出のみとさせていただきます。
- Q 法人登記簿謄本はどこで発行しているのでしょうか。
A 札幌法務局及び支局で発行しています。請求する際は、事前に必要書類を御確認ください。
- Q 納税証明書（指名願）はどこで発行しているのでしょうか。
A 市税事務所又は本庁舎2階税の証明窓口で発行しています。区役所、篠路出張所および定山溪出張所で交付できませんので御注意ください。証明を請求する際は、事前に必要書類を御確認ください。
- Q 確認済証や検査済証を紛失した場合は、どうすればよいですか。
A 建築確認台帳で確認できるものについては、本庁舎2階の建築指導部の窓口で、台帳記載事項証明書（確認済証交付証明書、検査済証交付証明書等）を取得できます。発行には建築確認年月日等が必要となりますので、事前に必書な情報等を御確認ください。

■申請内容の変更に関すること

- Q 補助金交付決定後の工事内容の変更は可能ですか。
A やむを得ない事情があり、札幌市が変更を認めた場合は可能です。
補助対象工事の変更内容について速やかに札幌市と協議するとともに、「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金交付申請内容変更承認申請書」を提出してください。なお、再算定する補助金の交付額は、補助金交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとします。
- Q 提出した見積書から工事代金に変更になりましたが、どうしたらよいですか。
A 工事代金が変わる場合は、速やかに札幌市に相談するとともに、「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金交付申請内容変更承認申請書」を提出してください。
なお、再算定する補助金の交付額は、補助金交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとします。
- Q 補助金交付決定後に工事を中止することになったのですが、届出は必要ですか。
A 届出が必要です。工事が中止となった場合は、速やかに「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金交付辞退届」を提出してください。
- Q 完了報告書の提出期限までに工事が間に合わない場合、どうすればよいですか。
A 納期の遅れが見込まれた時点で、早急に札幌市に御相談ください。

■その他

- Q 具体的な改修内容や施工を依頼する業者がまだ決まっていないのですが、窓口相談を利用できますか。
A 利用できます。図面や現況の写真等を御用意のうえ、事前予約をして下さい。
- Q よりよい接遇のため、障がいのある方等への適切な配慮について知るにはどうすればよいですか。
A 札幌市では、市民の誰もがお互いの人格を尊重し、一緒に支え合う「共生社会」が実現するよう、いろいろな障がいの特性や困りごと、手助けや配慮の方法を解説するガイドブックである「心のバリアフリーガイド」を作成しています。障がい福祉課窓口などで配布しているほか、ホームページからも見ることができます（心のバリアフリー研修はP4参照）。

申請書の記入例（様式1）

様式1 札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金交付申請書

（あて先）

札幌市長

令和 5 年 8 月 1 日

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業 補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

申請者	フリガナ	サッポロ イチロウ		
	氏名	札幌 一郎		
	所在地（住所）	〒 060 - 8611	電話番号	(011) 000 - 0000
対象建築物	店舗等の名称	札幌商店		
	所在地	〒 060 - 8611	電話番号	(011) 000 - 0000
	構造	鉄筋コンクリート造	建築年月日	昭和 60 年 × 月 × 日
	床面積	1, 500㎡	開業年月日	平成 5 年 × 月 × 日
1	交付申請額 ^注	1, 500, 000 円（補助対象額（税抜） 2, 000, 000 円）		
2	工事費総額（見積額）	2, 200, 000 円（うち消費税及び地方消費税の額 200, 000 円）		
3	工事予定期間	令和 5 年 × 月 × 日 ～ 令和 5 年 × 月 × 日		
4	施工業者名称	××工務店		
	所在地	札幌市中央区北×条西×丁目×-×		
	担当者氏名	補助 太郎	連絡先	011 - 000 - 0000
	建設業許可番号	北海道知事許可 (×-×) 第××××号		
5	改修の内容・箇所 (どのような改修を行うのか具体的に記入してください)	トイレのバリアフリー工事		

注 交付申請額：補助対象額の3/4を記載すること（上限150万円、1,000円未満切捨て）

裏面もあります

1. 建築物の改修に関すること

建築物の現状と課題	現在設置している和式トイレは、高齢の方や車いすの方の利用が困難
今回のバリアフリー改修により、実現すること	和式トイレからバリアフリースイートイレに改修することで障がいのある方や高齢の方などが利用しやすい環境を整えることができる。

2. 心のバリアフリー等の取り組みに関すること

心のバリアフリーに基づいた取り組みを現在行っていますか ※例：接客研修、備品等貸出、バリアフリーマップ作成等	毎年1回は、従業員に対し接客研修を行っています。
---	--------------------------

3. バリアフリーの推進に関すること

障がいのある方や高齢の方などが安心して快適に暮らすことができる人にやさしいまちづくりのため、上記1・2以外に、今後どのような取組みを考えていますか。	聴覚障がいのある方から求められた際の筆談や、視覚障がいのある方向け点字メニュー表の整備など、コミュニケーション面の充実も図っていきたい。
--	--

4. 心のバリアフリー研修の受講希望の有無

希望する 未定 希望しない



心のバリアフリーとは、障がいのある人や高齢の人などに対する偏見や無理解といった、心の中にある見えない壁（バリア）をなくして、一人ひとりが多様な人を思いやり、行動を起こすことです。

見積書の記入例

良い例

工事費内訳書

箇所	部分	名称	内容(仕様)	数量	単価	金額	備考欄	
1階洋室	壁	既存壁撤去	PB12mm撤去	△ nf	△△	△△△△		
		下地補強	PB12mm	□ nf	□□	□□□□		
		壁仕上げ	クロス貼り	○ nf	○○	○○○○		
		手すり	手すり	木製(金属SUS)	○ m	○○○	○○○○	
		同取り付け工費		○	○○○	○○○○		
		1階洋室計				○○○○		
1階和室・DK	床	フローリング張り	ナラ厚13mm下地および木製巾木h=60共	□ nf	□□	□□□□		
		同取り付け工費		○	○○○	○○○○		
	壁	月桃紙	軸組み、下地(PB12mm)	○ nf	○○	○○○○		
	天井	木質ボード張り	○○製厚9mm、下地、回り縁共	○ nf	○○	○○○○		
	家具・雑	カウンター収納棚	w=1800 h=900 両開き扉 ナラ突版フラッシュ、金物OS塗装共	○ nf	○○	○○○○		
		1階和室・DK計				○○○○		
浴室	床	ユニットバス	○○○システムバスルーム	1 式	○○○○	○○○○		
		施工費(取付費)		1 式	○○○○	○○○○		
		浴室解体工事	既存浴室解体、運搬処理含む	1 式	○○○○	○○○○		
		電気配線工事	電灯、換気、コンセント	1 式	○○○○	○○○○		
		浴室計					○○○○	
		小計					○○○○	
		諸経費					○○○○	
合計						○○○○		
		消費税				○○○		
		総合計				○○○○		

材料費と施工費を区分する。
機器類、手すりの品番を明記する。

悪い例

工事費内訳書

箇所	部分	名称	内容(仕様)	数量	単価	金額	備考欄	
1階洋室		手すり設置工事		✖ 1 式		○○○○		
		その他関連工事		✖ 1 式		○○○○		
		1階洋室計					△△△△	
1階和室・DK	床	フローリング張り		✖ 1 式		□□□□		
		1階和室・DK計					△△△△	
		小計					○○○○	
		諸経費		○ %		○○○		
		合計				○○○○		
		消費税		○ %		○○○		
		総合計				○○○○		

一式の表示の多用は、
材料の仕様・対象範囲が
不明確になるので不適当。

【MEMO】



様式 1

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金交付申請書

(あて先)

札幌市長

令和 年 月 日

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業 補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

申請者	フリガナ			
	氏名			
	所在地(住所)	〒	—	電話番号 () —
対象建築物	店舗等の名称			
	所在地	〒	—	電話番号 () —
	構造	造	建築年月日	年 月 日
	床面積		開業年月日	年 月 日
1 交付申請額 ^注	円(補助対象額(税抜) 円)			
2 工事費総額(見積額)	円(うち消費税及び地方消費税の額 円)			
3 工事予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
4 施工業者	施工業者名称			
	所在地			
	担当者氏名		連絡先	
	建設業許可番号			
5 改修の内容・箇所 (どのような改修を行うのか具体的に記入してください)				

注 交付申請額：補助対象額の3/4を記載すること(上限150万円、1,000円未満切捨て)

裏面もあります

1. 建築物の改修に関すること

建築物の現状と課題	
今回のバリアフリー改修により、実現すること	

2. 心のバリアフリー等の取り組みに関すること

心のバリアフリーに基づいた取り組みを現在行っていますか ※例：接遇研修、備品等貸出、バリアフリーマップ作成等	
---	--

3. バリアフリーの推進に関すること

障がいのある方や高齢の方などが安心して快適に暮らすことができる人にやさしいまちづくりのため、上記1・2以外に、今後どのような取組みを考えていますか。	
--	--

4. 心のバリアフリー研修の受講希望の有無

希望する 未定 希望しない



心のバリアフリーとは、障がいのある人や高齢の人などに対する偏見や無理解といった、心の中にある見えない壁（バリア）をなくして、一人ひとりが多様な人を思いやり、行動を起こすことです。

(あて先) 札幌市長

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金に係る工事承諾書

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業に係る工事を行うことについて下記のとおり承諾します。

記

1 申請者

印

2 承諾する店舗等と所有者

(1) 店舗等の名称

(2) 所在地

札幌市

(3) 所有者

印

(4) 所有者の住所

電話番号

—

—

3 承諾内容

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助金交付申請書の関係図書のとおり

※原状回復については、申請者と所有者双方の話し合いで解決すること

(あて先) 札幌市長

申請者 住所

氏名

電話

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業
補助金交付申請内容(変更・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け札幌第 号により交付決定のあった札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業補助金交付申請内容について、次のとおり変更したいので申請します。

1 (変更・廃止)の理由

2 変更の内容 ※変更の場合

3 変更後交付申請額 ※変更の場合

金 円

4 添付書類 ※変更の場合

- (1) 変更後のバリアフリー補助事業に係る関係図書
- (2) 変更後のバリアフリー補助事業に係る見積書等
- (3) その他、参考となる書類